

院内感染対策指針

大河内記念病院（以下、「病院」という。）は、病院の理念に基づき、感染防止および感染制御の対策に取り組むことで、患者および病院職員（以下、「職員」という。）に安全で快適な医療環境を提供する。

そのための基本的な考え方を以下に定める。

1. 感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものとする。

2. 感染対策の推進のために必要な基本方針

職員は、院内感染対策マニュアルに沿って、手指衛生の徹底、マスク、手袋等の着用など、常に感染予防対策の遵守に努める。

職員は、自らが感染源とならないよう、定期健康診断を受診し、健康管理に努める。

院内感染対策マニュアルは、定期的に見直しを行い、職員に周知徹底を図る。

3. 感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

病院管理者は、院内感染対策を行うための院内感染対策委員会を設置し、医療関連感染の調査、感染予防の実施、発生時の措置等に関する審議・決定を行う（院内感染管理体制）。

4. 感染対策のための職員研修に関する基本方針

感染防止対策の基本的考え方および防止対策に対する意識の向上、抗菌薬適正使用の推進を図るために、全職員対象の研修会を年 2 回開催するほか、必要に応じて随時開催する。研修の開催内容を記録し、保存する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

耐性菌および市中感染症等の院内発生に伴う感染拡大を防止するため、感染症発生状況を院内感染対策委員会を通じて、職員に定期的な通知および随時情報提供を行う。

6. 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

医療関連感染が発生した部署の職員は、直ちに院内感染対策委員会へ報告する。

院内感染対策委員会および発生部署の職員は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し実施する。

院内感染対策委員会は、発生状況および改善策の実施結果について、全職員に速やかに周知する。

7. 患者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内感染対策マニュアルに掲載する。

患者様やご家族は希望すれば、本指針を閲覧する事ができる。